



埼玉県報

第 2 6 2 4 号
平成 2 6 年 8 月 2 9 日
金 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令\(監査第一課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成26年度クリーニング師試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [豊里東部土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [さいたま都市計画道路事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [桶川都市計画事業坂田西特定土地地区画整理事業の事業計画の変更\(第7回\)\(市街地整備課\)](#)
- [平成26年度埼玉県立高等学校31校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

訓令

埼玉県監査委員

訓令第一号

埼玉県代表監査委員

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

埼玉県代表監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼玉県代表監

査委員

訓令第一号)の一部を次のように改正する。

査委員

別表第一の二事務局の職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中10から19までを15から24までとし、同欄16中「10」を「15」に改め、同欄18中「12」を「17」に改め、9の次に次のように加える。

10 地公法第二十六の二第一項の規定に基づき、副事務局長、課長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業条例（平成二十三年埼玉県条例第九号。以下「修学部分休業条例」という。）第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

11 職員の自己啓発等休業条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第二条又は第七条の規定に基づき、副事務局長、課長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認する

こと。

- 12 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、11の承認を取り消すこと。
 - 13 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第二条（配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副事務局長、課長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。
 - 14 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、13の承認を取り消すこと。
- 別表第二の監査第一課長専決事項の欄中7から12までを12から17までとし、同欄13中「7」を「12」に改め、同欄15中「9」を「14」に改め、6の次に次のように加える。
- 7 地公法第二十六条の二第一項の規定に基づき、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。
 - 8 自己啓発等休業条例第二条又は第七条の規定に基づき、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
 - 9 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。
 - 10 配偶者同行休業に関する条例第二条（配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。
 - 11 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上尾ふれあいの店
- 三 代表者の氏名
笠原 栄子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市本町三丁目一番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の社会参加の促進と自立意識の高揚に向けて、障害者の雇用確保と職域の開発及び職能の向上を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百三号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団 桃園医院 医療法人社団 桃里会	医療法人社団 桃里会	南埼玉郡宮代町笠原 一八一―一五	平成二十六年八月一日
医療法人社団 孝心会 遠藤脳神経外科クリニック	医療法人社団 孝心会	狭山市水野八二四― 一	平成二十六年七月一日
ホームケアクリニック 東松山	三村一行	東松山市若松町二― 一〇一四二―一〇二	平成二十六年五月二十七日
医療法人 大明会 村歯科医院	医療法人 大明会	熊谷市宮前町一―八 五	平成二十六年七月一日
山崎歯科医院	山崎利哉	春日部市米島一―八 五	平成二十六年九月一日
葉月歯科クリニック	田中雄一	越谷市蒲生愛宕町一 〇一―七	平成二十六年七月一日

西村ハートクリニック	医療法人 社団 昌 美会	上尾市宮本町三二 シティタワー上尾駅 前二〇二	平成二十六年七月 一日
のくぼ太陽歯科医院	野中 公 人	蓮田市蓮田一三	平成二十六年八月 二十五日
新白岡デンタルクリニ ック	医療法人 ケアクル	白岡市高岩七六五 一 新白岡医療ビル 二〇一	平成二十六年七月 一日
医療法人 新風会 パ ール歯科	医療法人 新風会	北葛飾郡杉戸町高野 台南一七	平成二十六年七月 一日
有限会社 オダ薬局	有限会社 小田薬局	新座市野火止六一二 四二二	平成二十六年七月 一日
メイプル薬局	株式会社 ツカサ調 剤薬局	越谷市千間台西一 九一三	平成二十六年七月 一日
スギ薬局 上尾春日店	株式会社 スギ薬局	上尾市春日一三四 三〇	平成二十六年八月 一日
みやび薬局	株式会社 ロータス ソリュー ション	熊谷市玉井南一一 一二	平成二十六年八月 一日
ウエルシア薬局 草加 松江店	ウエルシ ア関東株 式会社	草加市松江一二 五一	平成二十六年七月 一日
こはるび薬局	有限会社 フジメデ イコム	草加市苗塚町四一八 一	平成二十六年七月 一日

名 称	開設者	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局 東松山ライフガーデン店	ウエルシア関東株 株式会社	東松山市あずま町四 一八三	平成二十六年七月 一日
ウエルシア薬局 幸手東店	ウエルシア関東株 株式会社	幸手市東四一八一二	平成二十六年八月 一日
ウエルシア薬局 草加瀬崎店	ウエルシア関東株 株式会社	草加市瀬崎三三五 一〇	平成二十六年七月 一日
ウエルシア薬局 深谷上柴西店	ウエルシア関東株 株式会社	深谷市上柴町西三 一七一六	平成二十六年八月 一日
ウエルシア薬局 深谷東大沼店	ウエルシア関東株 株式会社	深谷市東大沼三〇九	平成二十六年八月 一日
ウエルシア薬局 行田持田店	ウエルシア関東株 株式会社	行田市持田一 一〇一五	平成二十六年八月 一日
ウエルシア薬局 伊奈栄店	ウエルシア関東株 株式会社	北足立郡伊奈町栄六 一六〇	平成二十六年八月 一日
訪問看護ステーションかたくり	かたくり 株式会社	比企郡小川町大字奈 良梨六〇一四	平成二十六年七月 一日
大慶堂訪問看護リハビリステーション	株式会社 大慶堂	熊谷市新堀七四八一	平成二十六年七月 一日
訪問看護ステーション こころ	医療法人 福寿会	草加市谷塚一〇九一 一四 グリーンライ フビル一F	平成二十六年七月 一日

藤川 克明	並木 佑介	小澤 奈美子	東 大介	竹沢 誠	小林 和寿	小林 君代	小西 哲次	谷古宇 恭子	五十嵐 秀明
藤川整骨院	マザーハート 整骨・指圧院	中央在宅マッ サージ	ライフケア	スマイル鍼灸 院	マッサージ スマイル	マッサージ スマイル	HAL鍼灸マ ッサージ院	中央在宅マッ サージ	クリーンケア 整骨院
ふじみ野市大井中 央四一九一	富士見市下南畑一 四四七三	所沢市東所沢一 三一一 並木ビル 三〇一	所沢市美原町五 二三五六一三	深谷市上柴町東五 一五二〇	深谷市西大沼一九 三一三	深谷市西大沼一九 三三三	草加市青柳四一六 一一二	さいたま市緑区東 浦和四二二ク レセントビル三〇 六	渋谷区代々木一 三八一七 ミヤ タビル2
平成二十六年七 月一日	平成二十六年八 月一日	平成二十六年八 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月八日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月二十二日

菊池 香	菊池 友和	川畑 充伸
高倉鍼灸院	高倉鍼灸院	学校法人 呉 竹学園 呉竹 医療専門学校
一〇七一一四六 鶴ヶ島市大字高倉	一〇七一一四六 鶴ヶ島市大字高倉	一 一 桜木町一一八五 さいたま市大宮区
平成二十六年七 月十四日	平成二十六年七 月十四日	平成二十六年七 月二十二日

告示

埼玉県告示第千二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
あすなる薬局けや木店	名称	けや木薬局	あすなる薬局けや木店
医療法人社団陽山会 陽山会腎透析クリニッ ク	名称	医療法人社団腎盛会 蓮田クリニック	医療法人社団陽山会 陽山会腎透析クリニ ック

告示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
あけぼの薬局 深谷店	深谷市宿根三ー二	平成二十四年五月 三十一日
遠藤脳神経外科 クリニック	狭山市水野八二四 ー	平成二十六年六月 三十日
ひまわりクリニ ック所沢	所沢市日吉町一〇 ー九	平成二十六年四月 三十日
スギ薬局熊谷箱 田店	熊谷市箱田一ー四 ー一	平成二十六年三月 三十一日
スギ薬局川口江 戸店	川口市江戸三ー三二ー二四	平成二十六年五月 三十一日
葉月歯科クリニ ック	草加市松江一ー二五 ー一三	平成二十六年三月 三十一日
ホームケアクリ ニック東松山	東松山市若松町二一 ー〇 ー四二 一ー〇二	平成二十六年五月 二十六日
バイゴー薬局 小手指店	所沢市小手指町四 ー八 ー五	平成二十六年一月 三十一日
中村歯科医院	熊谷市宮前町一 ー八 ー五	平成二十六年六月 三十日

メイプル薬局	越谷市千間台西一丁目一三	平成二十六年七月一日
--------	--------------	------------

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
香月 浩平		サンメディカル鍼灸 整骨院	中央区入船一丁目 一九 八丁堀MF ビルF	平成二十六年七月 十五日
古川 貴士		のぞみ整骨院	三郷市三郷一丁目 一〇 徳重ビル三 〇四	平成二十六年三月 二十日

告 示

埼玉県告示第千二百七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、
クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十六年 十一月六日（木）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十六年十月一日（水）から十月三日（金）まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十六年十月三日までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十六年十二月十五日（月）及び十六日（火）午前十時から午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十六年十二月十五日（月）午前十時から平成二十七年一月十四日（水）
午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
豊里東部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	村 岡 幹 雄	埼玉県深谷市新戒四百八十番地

告 示

埼玉県告示第千二百九号

測量計画機関である加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量『埼玉型ほ場整備事業・戸崎地区』）

三 作業地域

加須市戸崎地内他

四 作業期間

平成二十六年七月九日から平成二十七年二月二十七日まで

告示

埼玉県告示第千二百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・一一四号 氷川緑道西通線

及び三・三・一〇〇号 大宮岩槻線

三 事業施行期間

平成二十六年八月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目、大門町二丁目及び大門町三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第千二百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、
大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更認可の年月日

平成二十六年八月二十九日

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
平成26年度埼玉県立高等学校31校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年6月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
457,851,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年5月9日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>路 線 名</p> <p>さいたまふじみ野 所沢線</p>	
<p>供用開始の区間</p> <p>ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四六番七地 先から同市鶴ヶ舞二丁目四八番三地先 まで</p> <p>(ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	
<p>供用開始の期日</p> <p>平成二十六年八月二十九日</p>	
<p>備 考</p> <p>交通安全対策事業による。 平成二十一年三月三十一日付 け川越県土整備事務所長告示第二 十二号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長九七・〇メートル</p>	

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字堤根字中通 五一〇番地先まで</p>	<p>行田市大字堤根字上 四五七番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・七〇、 一〇・九〇</p>	<p>八・一七、 一〇・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五七・六八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字堤根字上 四五七番地先から 同市大字堤根字中通 五一〇番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年八月二十九日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長一五七・六八メートル。</p>	<p>備考 県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年七月十四日

指令川建セ第二六 四 号

二 検査済証番号

平成二十六年八月二十五日

川建セ第二六 八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年八月十二日

指令川建セ第二五〇一一九一号

二 検査済証番号

平成二十六年八月二十五日

川建セ第二六〇〇八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字天沼五百四十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井五百九十一番地

比留間 實

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月二十日

指令川建セ第二五 一四三 号

二 検査済証番号

平成二十六年八月二十七日

川建セ第二六 八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道北七八六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市南台二丁目四番地六 サンパレスビル五 三号室

木村芳

告 示

埼玉県公営企業告示第四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十七年及び平成二十八年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

競争入札に参加することができる者は、平成二十六年埼玉県告示第千九十六号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十七年及び平成二十八年において埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

競争入札に参加することができる者は、平成二十六年埼玉県告示第千九十六号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告示

埼玉県選管告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	豊岡第一病院	埼玉県入間市大字黒須千三百六十九番地三

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年 6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料42号	主成分 - TN、TP、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、Cd - カドミウム全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果								備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)		その他 の検査
たい肥	(有)エー・アイ	くりーん・そいる	1.28	1.77	2.21	21	142	1.61	17.5	41.59		
		馬ふん堆肥エクセレント	0.64	0.48	1.32	9	32	0.81	29.4	54.07		
		牛ふん堆肥	1.24	1.25	1.54	17	102	12.83	19.4	40.38		
		ミックスたい肥	1.04	1.36	1.90	19	101	16.12	19.9	45.23		
	(有)齊藤産業	牛ふん堆肥	1.28	1.74	2.23	22	134	1.82	17.3	37.22		
		バラのたい肥	0.90	1.35	1.73	172	98	1.53	21.7	48.61		
		馬ふんたい肥	0.69	0.53	1.38	10	35	0.80	28.1	51.24		
朝日工業(株)	レオグリーン特I号	3.08	3.02	1.08	32	198	6.83	9.5	10.93			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年六月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年八月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社J-オイルミルズ 静岡工場 静岡県静岡市	H26. 6.17 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市	乳用牛飼育用 配合飼料	豊年ユニレット乳牛用	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用配合 飼料	豊年バランスフィード	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	ほ乳期子牛育 成用配合飼料	豊年ソヤレットジュニア	26.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛・肉用 牛飼育用混合 飼料	豊年ファイバーフィード	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社明治 坂戸工場 埼玉県坂戸市	H26. 6.18 同左	カカオ殻	カカオシェル	26.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社ジェイ・アール・ エス 三ヶ島工場 埼玉県所沢市	H26. 6.23 同左	食品残渣飼料	食品残渣発酵飼料	26.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

